

平成 29 年改訂の小・中学校学習指導要領に関する Q&A

<総則に関すること>

(小・中学校)

問1 「社会に開かれた教育課程」とは、具体的にどのような実践が求められるのでしょうか。

(答)

平成 29・30 年改訂学習指導要領では、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という理念を共有し、社会と連携・協働しながら、未来の作り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現を重視し、その理念を前文に明示しています。

各学校においては、「社会に開かれた教育課程」の理念に基づき、児童生徒や地域の実態に応じて、学校として目指すべき教育の在り方を家庭や地域と共有し、その連携及び協働のもとに教育活動を充実させていくことが求められます。具体的には、例えば、①学校運営協議会や学校評議員会、地域学校協働本部、保護者説明会、学校だよりなどの場や機会を生かした、自校の教育目標やその実現に向けた教育課程の編成方針の共有や意見聴取の実施、②学校の教育活動に地域住民や保護者の協力を得る際に、それらの教育活動を通して、児童生徒にどのような資質・能力の育成を目指しているのかを共有したり、教育活動終了後に協力を得た方から、実施上の成果や課題を聞き取り、次年度以降の改善の参考としたりすることなどが考えられます。

重要なことは、教育課程を学校や先生方だけが知っている閉じたものとせず、社会に開いていくことです。教育課程を通して、学校の教育目標や教育活動を家庭や地域に理解してもらい、連携・協働を進めることが大切です。

(参考)

平成 29 年改訂小学校学習指導要領解説（総則編）第 1 章 2 (2)

平成 29 年改訂中学校学習指導要領解説（総則編）第 1 章 2 (2)

(小・中学校)

問2 「生きる力」と資質・能力の 3 つの柱である「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」はどのような関係にあるのでしょうか。

(答)

今回お示しした「資質・能力の 3 つの柱」は、国内外の分析を踏まえつつ、「生きる力」や各教科等の学習を通して育まれる資質・能力、学習の基盤となる資質・能力、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力といった、あらゆる資質・

能力に共通する要素を整理したものです。

確かな学力，豊かな心，健やかな体の育成を支えるのが，「知識及び技能」の習得，「思考力，判断力，表現力等」の育成，「学びに向かう力・人間性等」の涵養という「資質・能力の3つの柱」という関係になります。

各学校では，学校教育全体並びに各教科等における指導等において，資質・能力の3つの柱のバランスある育成を通して，児童生徒一人一人の「生きる力」の育成に努めることが求められます。

(参考)

平成 29 年改訂小学校学習指導要領解説（総則編）第 3 章第 1 節 3

平成 29 年改訂中学校学習指導要領解説（総則編）第 3 章第 1 節 3

(小・中学校)

問 3 学習指導要領の改訂に合わせて，学校の教育目標を見直す必要があるのでしょうか。

(答)

「社会に開かれた教育課程」の理念に基づき，目指すべき教育の在り方を家庭や地域と共有し，その連携及び協働のもとに教育活動を充実させていくためには，各学校の教育目標を含めた教育課程の編成について，その基本的な方針を家庭や地域と共有していくことが重要です。

学習指導要領の改訂を踏まえて，改めて自校の教育目標を含めた教育課程編成の基本方針（例えば，「目指す児童生徒像」や「指導の重点」など）を捉え直し，必要な見直しを行うことが求められます。

学校のグランドデザインや学校経営計画に記される学校教育目標等の策定は，教育課程編成の一環でもあり，カリキュラム・マネジメントの中心となるものでもあります。これまでも各学校で行われてきた学校評価において，目指すべき目標を，子供たちにどのような資質・能力を育みたいかを踏まえて設定し，教育課程を通じてその実現を図っていくことは，問 6 のカリキュラム・マネジメントの具体的な実践にもつながります。なお，学習指導要領解説（総則編）に学校の教育目標の設定に際し重要な視点として次のようなものが挙げられていますので，参考にしてください。

- (1) 法律及び学習指導要領に定められた目的や目標を前提とするものであること。
- (2) 教育委員会の規則，方針等に従っていること。
- (3) 学校として育成を目指す資質・能力が明確であること。
- (4) 学校や地域の実態等に即したものであること。
- (5) 教育的価値が高く，継続的な実践が可能なものであること。

(6)評価が可能な具体性を有すること。

(参考)

平成 29 年改訂小学校学習指導要領解説（総則編）第 3 章第 2 節 1

平成 29 年改訂中学校学習指導要領解説（総則編）第 3 章第 2 節 1.

(小・中学校)

問 4 平成 29・30 年学習指導要領に、「アクティブ・ラーニング」という言葉が使われていないのはなぜでしょうか。

(答)

「アクティブ・ラーニング」という用語については、文脈等により様々な定義で用いられることから、法規としての性格を有する学習指導要領ではこれを用いずに、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善としてお示ししています。

これは、平成 28 年 12 月の中央教育審議会答申「幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」における「平成 26 年 11 月の諮問において提示された『アクティブ・ラーニング』については、子供たちの『主体的・対話的で深い学び』を実現するために共有すべき授業改善の視点として、その位置付けを明確にすることとした」との提言を踏まえたものであり、児童生徒の資質・能力の育成に向けて、主体的・対話的で深い学びの視点（アクティブ・ラーニングの視点）からの授業改善を図ることが重要であるという認識は変わっていません。

(参考)

平成 29 年改訂小学校学習指導要領解説（総則編）第 3 章第 3 節 1(1)

平成 29 年改訂中学校学習指導要領解説（総則編）第 3 章第 3 節 1(1)

(小・中学校)

問 5 各教科等の「見方・考え方」について、授業の中でどのように生かしていくべきでしょうか。

(答)

各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である「見方・考え方」については、各教科等の習得・活用・探究という学習過程の中で働かせることを通じて、より質の高い「深い学び」につなげ、それによって、児童生徒の資質・能力の 3 つの柱の育成を図ることが重要です。

各教科等の解説では、当該教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせるとはどういうことであると考えられるかを示していますので、ご参照ください、なお、各教科等の解説において示している「見方・考え方」は主要なものであり、

「深い学び」の視点からは、それらの「見方・考え方」を踏まえながら、学習内容等に応じて柔軟に考えることが重要です（例えば、社会科においてグラフを読む際に「数学的な見方・考え方」を働かせる場合なども考えられます）。

（参考）

平成 29 年改訂小学校学習指導要領解説（総則編）第 3 章第 3 節 1（1）

平成 29 年改訂中学校学習指導要領解説（総則編）第 3 章第 3 節 1（1）

（小・中学校）

問 6 カリキュラム・マネジメントとは、具体的にどのような実践をしたらよいのでしょうか。

（答）

「カリキュラム・マネジメント」のねらいは「教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図ること（総則第 1 章第 1 の 4）」にあります。

各学校では、これまでも、学校の教育目標の実現に向けて、教育課程の編成の基本方針を定め、各種指導計画を作成し、指導体制を含めた校務分掌を整え、授業の実施に必要な予算を配当したり、地域からの協力を得ながら、それらに基づいた日常の授業を展開し、授業の成果や課題を見取ったりしながら、次年度の改善につなげるといった形での教育活動の質の向上を図ってきていると思います。

新学習指導要領の下ではますます、自校にある「学校の教育目標」や、その実現に向けた「教育課程の編成の方針」、「各種指導計画」、「校務分掌や予算の配当などの人的・物的な体制」が、自校の教育活動の質を最大限に高めることができるものとなっているか、教科等を超えて育成される学習の基盤となる資質・能力や現代的な諸課題に対応する資質・能力がねらいどおりに育成されているか、地域の人的・物的資源の活用について考えることはできないか、といった点について、学校として組織的、計画的、継続的に、その実施状況を把握して、改善を図っていく視点をもつことが重要です。

「カリキュラム・マネジメント」の充実を図るためには、例えば、①学校評価との関連付けを図り、PDCA サイクルを機能させること、②職員会議や学年会、教科主任会など既存の関連の会議の場を生かすこと、③学校運営協議会や学校評議員会、保護者説明会、学校だよりなどを活用すること、などが考えられますが、それぞれの学校の実態に応じて、既存の取組や組織を生かしつつ、その取組の質の向上を図っていくことが求められます。

（参考）

平成 29 年改訂小学校学習指導要領解説（総則編）第 3 章第 1 節 4

平成 29 年改訂中学校学習指導要領解説（総則編）第 3 章第 1 節 4

(小学校)

問7 小学校におけるプログラミング教育について、全面実施に向けてどのように準備を進めていったらよいでしょうか。

(答)

小学校段階において学習活動としてプログラミングに取り組むねらいは、児童がプログラミング言語を覚えたり、その技能を習得したりといったことではなく、「プログラミング的思考」と呼ばれる論理的な思考力を育むことや、各教科等の内容を指導する中で実施する場合には、各教科等で学ぶ知識及び技能等をより確実に身に付けさせることにあります。

各小学校においては、こうしたプログラミング教育のねらいを踏まえ、無理なく確実に実施できるよう、教育課程全体を見渡し、プログラミングを実施する教科・学年・単元等を決定し計画していくとともに、必要なICT環境を整えていくことが求められます。また、教員自身が研修等においてプログラミングを体験することが必須と考えられます。

文部科学省としては、実施に向けた準備に活用いただけるよう、プログラミング教育の趣旨等をよりわかりやすく解説した「小学校プログラミング教育の手引」や研修教材等を作成・公表をしておりますので、これらを参考にしながら円滑な実施に向けた準備を推進いただくことが望まれます。

(参考)

平成29年改訂小学校学習指導要領解説(総則編)第3章第3節1(3)

(小・中学校)

問8 10分から15分程度の短い時間を活用して特定の教科等の指導を行う場合に留意する点にはどのようなものがありますか。

(答)

授業の1単位時間すなわち1コマを何分にするかについては、児童生徒の学習についての集中力や持続力、指導内容のまとめり、学習活動の内容等を考慮して定める必要があります。御質問のあったケースでは、例えば15分の短時間を活用した授業や、45分と15分の組み合わせによる60分授業などにより特定の教科等の指導を行う場合が考えられますが、その際の留意点としては、次のようなものが考えられます。

【授業時間設定に際しての留意点】

- ・ 各教科等の特質を踏まえた検討を行うこと
- ・ 単元や題材など内容や時間のまとめりの中に適切に位置付けることにより、バランスのとれた資質・能力の育成に努めること
- ・ 教科書や、教科書と関連付けた教材を開発するなど、適切な教材を用いる

こと

なお、授業時間設定に関わって、平成 29・30 年度文部科学省委託事業「これからの時代に求められる資質・能力を育むためのカリキュラム・マネジメントの在り方に関する調査研究」を行い、弾力的な時間割編成の在り方や教育効果を高めるための指導計画や教材等の在り方に関する実践的な調査研究を行っています。文部科学省ホームページでその成果を紹介していますので、御参照ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/new/1389014.htm

(参考)

平成 29 年改訂小学校学習指導要領解説（総則編）第 3 章第 2 節 3(2)

平成 29 年改訂中学校学習指導要領解説（総則編）第 3 章第 2 節 3(2)

(小学校)

問 9 小学校段階におけるキャリア教育はどのように進めていけばよいでしょうか。

(答)

キャリア教育については、その理念が各学校に浸透してきている一方で、①これまで学校の教育活動全体で行うとされてきた意図が十分に理解されず、指導場面が曖昧にされてしまっているのではないかと、②狭義の意味での「進路指導」との混同により、特に特別活動において進路に関連する内容が存在しない小学校では、体系的に行われてこなかったのではないかと、③将来の「夢」を描くことばかりに力点が置かれ「働くこと」の現実や必要な資質・能力の育成につなげていく指導が軽視されていたりするのではないかとといった指摘もあります。こうした課題を踏まえて、今回、「キャリア教育の充実」を学習指導要領総則において規定しています。

小学校におけるキャリア教育を効果的に展開していくためには、①特別活動の学級活動を要としながら、総合的な学習の時間や学校行事、道徳科や各教科における学習、個別指導としての教育相談等の機会を生かしつつ、学校の教育活動全体を通じて必要な資質・能力の育成を図っていくこと、②キャリア教育の視点から、将来の生活や社会と関連付けながら、見通しをもったり、振り返ったりする機会を設けるなど主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を図ることなどの取組が重要となります。

具体的には、例えば学級活動「(3)一人一人のキャリア形成と自己実現」のA「現在や将来に希望や目標をもって生きる意欲や態度の形成」の授業において、「キャリア・パスポート」(「キャリア・パスポート」については、特別活動の問 5 を参照)を活用し、なりたい自分や自己の課題解決に向けて、話し合いを生かして自分に合った目標を立て実践する授業などが考えられます。

より具体的には、下記の解説の該当箇所を参考ください。

(参考)

平成 29 年改訂小学校学習指導要領解説（総則編）第 3 章第 4 節 1 (3)

平成 29 年改訂小学校学習指導要領解説（特別活動編）第 3 章第 1 節 2 (3)

(中学校)

問 10 部活動の実施に際して留意すべき点にはどのようなものがありますか。

(答)

学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義が高いことが指摘されています。そうした教育的意義が部活動の充実の中のみで図られるのではなく、例えば、運動部の活動において保健体育科の指導との関連を図り、競技を「すること」のみならず、「みる、支える、知る」といった視点からスポーツに関する科学的知見やスポーツとの多様な関わり方及びスポーツがもつ様々な長所を実感しながら、自己の適性等に応じて、生涯にわたるスポーツとの豊かな関わり方を学ぶなど、教育課程外で行われる部活動と教育課程内の活動との関連を図る中で、その教育効果が発揮されることが重要です。

スポーツ庁・文化庁では、平成 30 年に運動部、文化部それぞれの「ガイドライン」を策定しました。その中で、適切な休養日や活動時間の基準を次のとおり示しています。

- ・ 学期中は週当たり 2 日以上 of 休養日（平日 1 日， 土日 1 日以上）を設ける。
- ・ 長期休業中は学期中に準じた扱いを行うとともに、長期休養（オフシーズン）を設ける。
- ・ 1 日の活動時間は、長くとも平日は 2 時間程度、学校の休業日は 3 時間程度とする。

このガイドラインについて、教育委員会等の学校の設置者及び学校は、基準を踏まえた休養日・活動時間等を設定し、運用を徹底することとしています。

特に、文部科学省が実施した教員の勤務実態調査の結果では、中学校教諭の部活動に係る土日の活動時間が長時間勤務の要因の 1 つとなっており、教員の働き方改革の一環としても、その適切な実施の在り方を検討していくことも重要です。

さらに、長期的には一定規模の地域単位で運営を支える体制を構築していくことが不可欠であることから、設置者等と連携しながら、学校や地域の実態に即し、教員の勤務負担軽減の観点も考慮しつつ、部活動指導員等のスポーツや文化及び科学等にわたる指導者や地域の人々の協力、体育館や公民館などの社会教

育施設や地域のスポーツクラブといった社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うことも大切です。

(参考)

平成 29 年改訂中学校学習指導要領解説（総則編）第 3 章第 5 節 1

「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成 30 年 3 月策定）

「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成 30 年 12 月策定）